

理 由 書

1 岐阜市民公園の概要

岐阜市（以下、「本市」という。）の北部に位置する岐阜都市計画公園 5・5・5 号岐阜市民公園（以下、「本公園」という。）は、昭和 47 年に都市計画決定し、昭和 48 年に開設した面積約 19.5ha を有する総合公園であり、本公園の南にあるバラ園や乗馬施設のある区域と合わせて、市民の皆様に利用されている。

本公園は、自然豊かな里山に囲まれた中で、芝生広場や四季の移り変わりや草花を楽しむことができる植物園、広々とした空間で愛犬と自由に遊ぶことができるドッグラン、野鳥や昆虫・野花などを鑑賞することができるなど、市内屈指の自然に恵まれた環境に立地しており、本市における緑化推進、自然環境の保全など、グリーンインフラを実装する象徴的な公園としての役割を担っている。

2 上位計画等の位置付け

本公園は、都市づくりの総合的な方針を示した「岐阜市都市計画マスタープラン」において「都市緑地」及び「レクリエーション・野外学習拠点」として位置付けており、公園緑地の整備方針を示した「岐阜市みどりの基本計画」では、重点的に緑化の推進を図るべき地区となる「緑の拠点」とするなど、本市のシンボリックな公園として身近に緑を感じ、都市の活力を高め、賑いを創出する重要な拠点施設である。

3 都市計画変更の必要性

上位計画等に基づき、一層の魅力ある公園へと再整備を進めるため、令和 6 年度に「岐阜市民公園再整備基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。

本計画では、本公園が有する豊かな自然環境を最大限に活かし、緑に包まれながら居心地よく過ごせる公園の実現を目指すこととしており、市全域の住民の総合的な利用に供する総合公園として、周辺環境との調和、社会情勢の変化や多様な市民ニーズへの対応、老朽施設の更新、防災機能の強化、持続可能な基盤づくりなど、自然を核とした広大な緑の空間が一つの施設となるよう、既存施設や新たな施設を一体的に整備することとしている。

このようなことから、本計画に基づき、本公園の一層の魅力創出に向け、一体的かつ計画的な整備及び管理を行うため、本公園の南に隣接する区域を都市計画公園とするものである。